

平成31年度 6次産業化関連予算概算決定の概要

平成30年12月

農林水産省
食料産業局産業連携課

目次

1 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」「研究開発・成果利用の促進」	1
(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」	2
(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」	3
(3) 食料産業・6次産業化交付金のうち「研究開発・成果利用の促進」	4
2 6次産業化サポート事業	5
3 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用（6次産業化）	6
4 農業生産関連産業の事業再編・事業参入、流通構造改革の支援	7
(参考1) 6次産業化・農商工連携等に取り組む計画の認定について	8
(参考2) 六次産業化・地産地消費の認定事業者等に対する融資の特例	9
6次産業化に関する相談窓口・情報案内	10

1 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」

「研究開発・成果利用の促進」

【平成31年度予算概算決定額 1,434 (1,678) 百万円の内数】

< 対策のポイント >

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

< 政策目標 >

6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円 [平成28年度] 10兆円 [平成32年度まで]）

< 事業の内容 >

1. 食料産業・6次産業化推進交付金のうち「加工・直売の推進」「研究開発・成果利用の促進」 314 (358) 百万円の内数

加工・直売の推進

ア 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

イ 6次産業化に取り組む農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

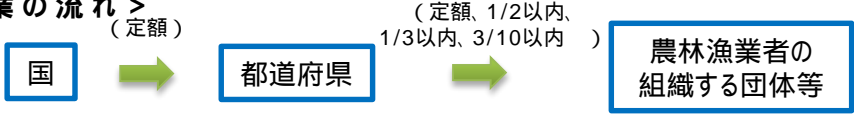
研究開発・成果利用の促進

新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「加工・直売施設整備」 1,120 (1,320) 百万円の内数

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

< 事業の流れ >



事業ごとに交付率は異なります。

< 事業イメージ >

加工・直売の推進

< 新商品開発、販路開拓等の取組支援 >



例：地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発



商談会等への出席

加工・直売施設整備

< 加工・販売施設等の整備の支援 >

支援対象施設の例



(加工施設)

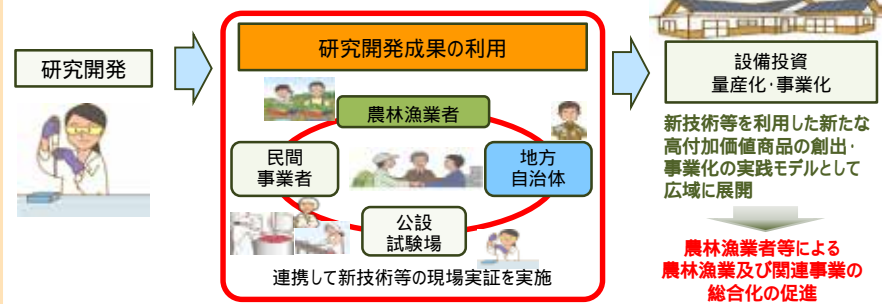


(加工機械)



(直売所)

研究開発・成果利用の促進



(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定（更新）する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

〔 交付率：定額 〕



（戦略会議の開催）

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

（構成メンバー）

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

（注）構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する取組を支援します。

〔 交付率：定額 〕



加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕



ほ場での栽培技術指導

新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



新商品開発・販路開拓の実施

・新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕



（地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発）

・販路開拓に必要な新商品の消費者評価を行うための試食会等の開催、商談会等への出展などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕



注）「新商品」とは、商品そのものが新しい原料が新しい製法が新しいのいずれかを満たせば該当します。

直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等

・直売所の売上げの向上に向け、インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用したスマイルケア食（新しい介護食品）の開発や配食サービスの実証などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕

直売所における観光需要向けの商品開発、学校給食等のメニュー開発及びスマイルケア食の開発等に取り組みたいです。



(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」

加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。

支援対象施設等の例

法に基づく6次産業化等の取組に必要となる施設等が支援対象となります。



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

* 6次産業化の取組に必要となる生産施設（ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等）の整備も支援対象となります。

* 加工・販売等と直接関係のない施設整備は支援対象外となる場合があります。
(外構工事、緑地帯、駐車場、会議室等)

【交付率等】

1. 交付率：3/10以内

- ・中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に記載された事業は1/2以内
- ・市町村戦略に基づき実施する事業は1/2以内

2. 交付金上限額：1億円

3. 交付金額は、次の ~ の一番低い額の範囲内とします。

事業費 × 交付率

融資額

事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額



交付金の算定方法

算定例：1億円の加工施設を導入、交付率3/10以内で
融資が5,000万円、地方公共団体等による助成額が1,000万円の場合

が3,000万円 (1億円(事業費) × 3/10(交付率))

が5,000万円 (融資額)

が4,000万円 (1億円(事業費) - 5,000万円(融資額)

- 1,000万円(地方公共団体等による助成額))

となり、一番低い額である 3,000万円が交付金の額となります。

(3) 食料産業・6次産業化交付金のうち「研究開発・成果利用の促進」

6次産業化の更なる発展に向けて、公設試験場、独立行政法人、大学、民間事業者等、多様な主体が有する研究開発成果等 を活用して、地域資源を活用した新たな高付加価値商品等の創出を促進

六次産業化・地産地消費に基づき認定された「研究開発・成果利用計画」に従って行う技術実証や、試作品の製造・評価、製品化及び試験販売等を支援

研究開発成果等は、例えば、機能性成分の抽出技術、長期保存・高鮮度輸送技術、未利用資源の商品化技術、機能性成分や加工適性に富む新品種の育成などを想定

新技術等を利用した新たな高付加価値商品の創出・事業化のための現場実証事業

六次産業化・地産地消費に基づく
研究開発・成果利用事業計画の認定

事業目標と事業化までのスケジュールを明確化



研究開発

研究開発成果の利用

設備投資、量産化・事業化

試験研究機関
(公設試験場、
独立行政法人、
大学、民間企
業など)



農林漁業者

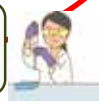


民間事業者

地方自治体



公設試験場



連携して新技術等の導入・現場実証を実施

新技術等を利用した新たな高付加価値商品の創出・事業化の実践モデルとして広域に展開

農林漁業者等による農林漁業及び
関連事業の総合化の促進

< 対策のポイント >

6次産業化の取組拡大に向け、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援するとともに、6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集、情報発信等を行います。

< 政策目標 >

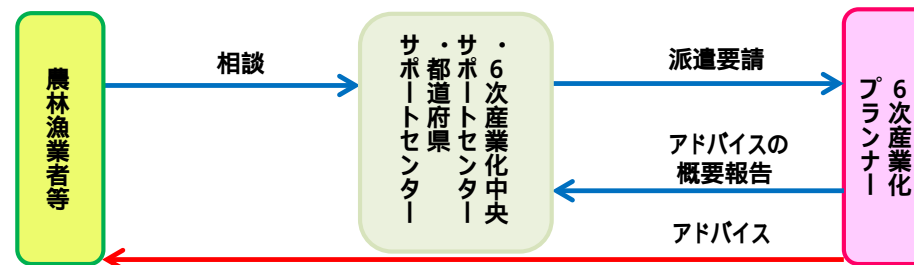
6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円 [平成28年度] 10兆円 [平成32年度まで]）

< 事業の内容 >

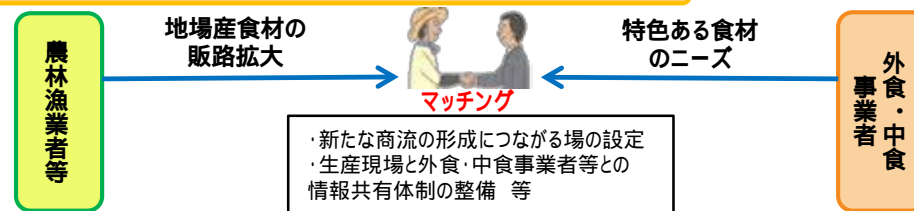
- 1. 関係機関と連携を確保したサポート機関の支援** 502(524)百万円
都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援します。
- 2. 広域で6次産業化等に取り組む事業者向けの支援** 129(144)百万円
6次産業化等に取り組む農林漁業者等の取組の広域化や高度・専門的な課題に対応するため、6次産業化中央サポートセンターの設置を支援します。
- 3. 外食・中食等における国産食材の活用促進** 47(40)百万円
外食・中食関連事業者等が実施する農林漁業者と外食・中食事業者のマッチングやジビエ肉の商談会、情報共有体制構築の取組を支援します。
- 4. 6次産業化普及啓発委託事業** 22(-)百万円
6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集・表彰、情報誌・インターネット等による情報発信、消費者と農林漁業者の交流機会の創出等を通じた普及啓発を行います。

< 事業イメージ >

1, 2 6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援体制の整備支援



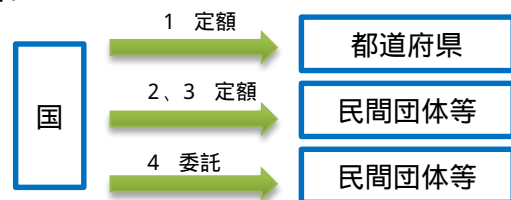
3 外食・中食等における国産食材の活用促進



4 6次産業化普及啓発委託事業



< 事業の流れ >



3 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用（6次産業化）

[平成31年度出融資枠 125 (125) 億円の内数]

< 対策のポイント >

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、**農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援**を実施します。

< 政策目標 >

6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円 [平成28年度] 10兆円 [平成32年度まで]）

< 事業の内容 >

（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、**資本の提供と経営支援（販路開拓支援、品質管理指導等）を一体的に実施**します。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）への出資など、A-FIVEの**直接出資も積極的に活用**し、農林漁業者による6次産業化の取組を支援します。

1. 支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

6次産業化事業体

農林漁業を行う法人（農業法人等）

6次産業化事業体を設立する場合は、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きいことが条件。

2. 支援条件

出資比率：議決権ベースで**原則50%以下**

投資期間：**最大15年**

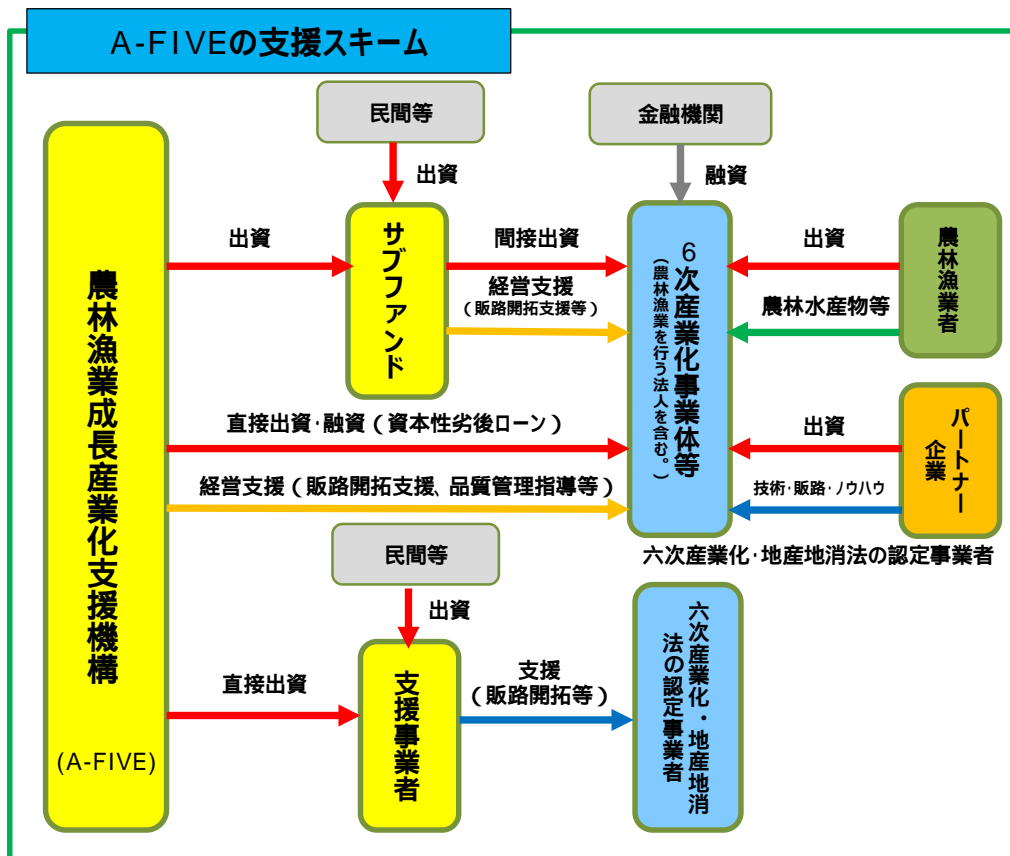
3. 手続

6次産業化・地産地消法の認定を受けること

A-FIVE等の審査をクリアすること

上記のほか、6次産業化・地産地消法の認定事業者が行う6次産業化事業に係る支援（販路支援等）を行う事業者（支援事業者）に対する支援（出資）を実施。

< 事業イメージ >



[お問い合わせ先] 食料産業局産業連携課 (03-6744-2076) 6

4 農業生産関連事業の事業再編・事業参入、流通構造改革の支援

【平成31年度農林漁業成長産業化支援機構出融資枠 125 (125) 億円の内数】

【平成31年度日本政策金融公庫融資枠 6,560 (6,150) 億円の内数】

< 対策のポイント >

(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)日本政策金融公庫を通じ、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者や食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた食品等流通事業者を出融資により支援します。

< 政策目標 >

農業生産関連事業者の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化
 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合の減少 (11.63% [平成28年度] 11.00% [平成36年度まで])

< 事業の内容 >

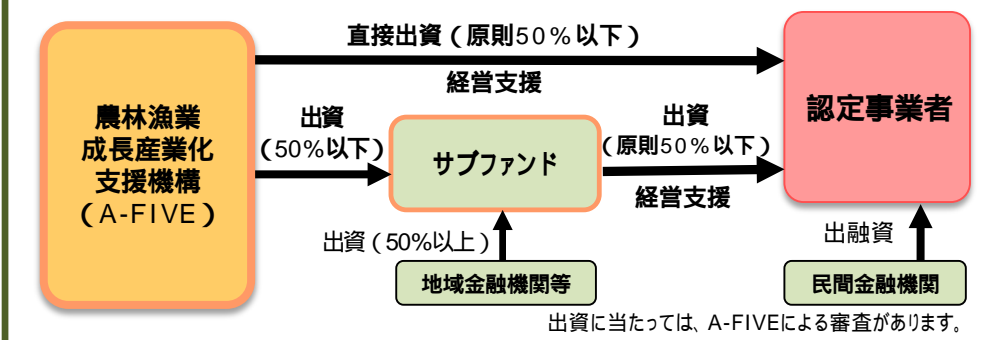
< 事業イメージ >

1. 農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

(株)農林漁業成長産業化支援機構による出資

A-FIVEによる出融資枠125億円の内数 / 公庫による融資枠6,560億円の内数

農業生産関連事業者が取り組む生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に必要な資金について、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や(株)日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。



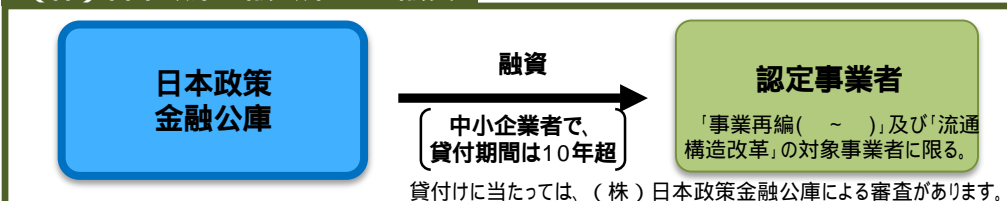
- 「事業再編」の対象事業
- 肥料、農薬の製造事業
 - 配合飼料の製造事業
 - 飲食料品の卸売事業 (米卸売業など)
 - 飲食料品の小売事業 (食品スーパーなど)
 - 飲食料品の製造事業 (製粉、乳業など)

- 「事業参入」の対象事業
- 農業用機械製造事業 (部品製造含む)
 - 種苗生産卸売事業

(株)日本政策金融公庫による融資

A-FIVEによる出融資枠125億円の内数 / 公庫による融資枠6,560億円の内数

食品等流通事業者が取り組む食品等の流通の合理化を図る取組に必要な資金について、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や(株)日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。 [お問い合わせ先]



- 「流通構造改革」の対象事業
- 食品等の流通に関する事業

- (A-FIVE) 食料産業局産業連携課 (03-6744-2076)
 (公庫) (1の事業) 食料産業局企画課 (03-3502-5742)
 (2の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-7659)7

(参考1) 6次産業化・農商工連携等に取り組む計画の認定について

六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画

農林漁業者等の方は、6次産業化に取り組む計画（総合化事業計画（5年以内））を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業とは、農林漁業者等が、農林漁業に加え、以下のいずれかに該当する事業を行うものです。

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方法の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

【認定要件】

次の2つが満たされることが必要です。

- ・ 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が5年間で5%以上増加すること
- ・ 農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が開始時点から終了時点までの間に向上し、終了時は黒字となること

六次産業化・地産地消費に基づく研究開発・成果利用事業計画

【事業主体】

業種、事業規模等について特段の制限はありません。

【事業内容】

次のいずれかを行うこと

- ・ 農林水産物等の生産等又は販売の高度化に資する研究開発
- ・ 新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発
- ・ 上記いずれかの研究開発の成果の利用

【計画期間】

5年以内（新品種の育成を行う事業に関する計画にあっては10年以内）

農商工等連携事業計画

農林漁業者等の方は、中小企業者と農商工連携に取り組む計画（農商工等連携事業計画（5年以内））を作成し、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

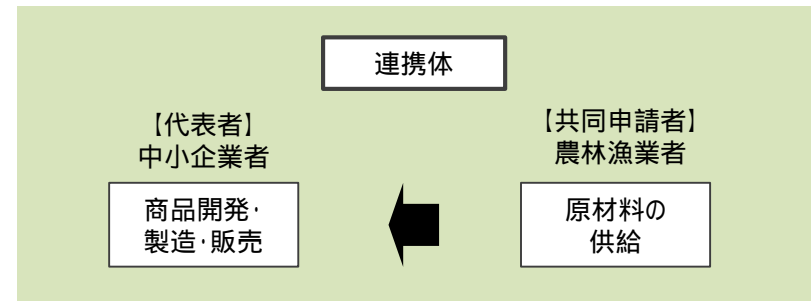
農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- ・ 農林漁業者等と中小企業者とが有機的に連携して実施する事業であること
- ・ それぞれの経営資源を有効に活用したものであること
- ・ 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること

【認定要件】

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- ・ 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）
- ・ 売上高（中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高）



(参考2) 六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例

六次産業化・地産地消法による認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等及び促進事業者、農工商等連携促進法による認定を受けて農工商等連携促進事業に取り組む方は、以下の資金について特例措置を受けることができます。

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期限：通常10年以内を、特例で12年以内に延長

据置期間：通常3年以内を、特例で5年以内に延長

限度額：個人 5,000万円

法人・団体 1億5,000万円

お問い合わせ先：(株)日本政策金融公庫、農協等



資金名：林業・木材産業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内を、特例で12年以内に延長

据置期間：通常3年以内を、特例で5年以内に延長

限度額：【林業】個人 1,500万円

会社 3,000万円

限度額：【林業】団体 5,000万円

限度額：【木材産業】1億円

お問い合わせ先：都道府県



資金名：沿岸漁業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常の貸付けより1年又は2年延長

据置期間：通常の貸付けより1年又は2年延長

限度額：貸付内容により、限度額が異なります。

お問い合わせ先：都道府県、漁協



6次産業化に関する相談窓口・情報案内

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル 電話：011-330-8810	(担当都道府県) 北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話：022-221-6402	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-740-5341	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-232-4233	新潟県 富山県 石川県 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話：052-223-4619	岐阜県 愛知県 三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 電話：075-414-9101	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話：086-224-9415	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話：096-211-9319	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-1673	沖縄県

このほか、地方農政局等の県域拠点においても相談を受け付けています。

農林水産省のホームページでは、6次産業化に関する詳しい情報を掲載しています

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

6次産業化



6次産業化プランナーに関する情報はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index1.html>

農水省 6次産業化プランナー



6次産業化を、もっと身近に。「ロクジカチャンネル」ウェブサイトはこちら

<https://6ch.agrijournal.jp/>

ロクジカチャンネル



(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)ホームページ

<http://www.a-five-j.co.jp/>

A-FIVE



農林水産省食料産業局産業連携課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2-1 電話：03-6738-6473